

筑波地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵愛会（以下「法人」という。）が開設する筑波地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員（以下「担当職員」という。）及びその他の職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
 - 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 筑波地域包括支援センター
- (2) 所在地 つくば市北条 1184-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・他の担当職員との兼務を可とする)
管理者は、事業所の担当職員の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
保健師 1名(常勤)
主任介護支援専門員 1名(常勤)
社会福祉士 1名(常勤)
介護支援専門員 1名(非常勤)
担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名(非常勤)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の内容)

第6条 指定介護予防支援サービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 要支援認定の申請等に関する支援
- (2) 利用者の状況把握及び課題分析(アセスメント)
- (3) 介護予防サービス計画の作成
- (4) 指定介護予防サービス事業者の情報提供及び連絡調整
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) 継続的な管理と評価

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの相談に応じる。また、必要に応じて利用者宅においても相談が受けられるようにする。

- (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、提供できるサービスの内容やサービス計画が利用者の希望を基に作成されるものであることなどを説明し、介護予防支援業務契約を締結するものとする。
- (3) 利用者の状況把握や課題分析を行うために、担当職員は利用者宅を訪問し、利用者及び家族に面接するものとする。
- (4) 介護予防サービスの計画作成にあたっては、指定介護予防サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- (5) 担当職員が介護予防サービスの原案を作成した場合には、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、原案内容について、担当者から意見を求めるものとする。なお、サービス担当者会議は、事業所内の相談室又は利用者宅等で開催する。
- (6) 介護予防サービス計画の原案ができあがった場合は、その内容の詳細を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (7) 介護予防サービス計画に基づいて介護予防サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者と連絡調整を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じ介護予防サービス計画の変更等を行うものとする。

(利用料等の受領)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示した額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、筑波圏域とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外からの利用申込者に対し、自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介、その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待防止の措置を次のとおり講ずるものとする。

- (1) 担当職員のうち1名は、法人が設置する身体拘束適正化及び虐待防止に関する委員会に委員として出席し、その結果について、事業所内で周知する。
- (2) 虐待防止に関する指針について、事業所内で周知する。
- (3) 担当職員は法人が実施する虐待防止に関する研修に参加する。

- (4) 虐待防止に関する措置について、事業所配置の社会福祉士を担当者とする。
- (5) 虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、市へ報告する。

(事故発生時の対応)

第 11 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供によりに事故が発生した場合には、速やかにつくば市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(安全管理体制等)

第 23 条 管理者は事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事故防止安全対策委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 事故防止安全対策委員会は、事故発生防止のための指針（マニュアル）の整備、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備、職員に対する研修の企画・実施等を行う。
- (3) 職員に対し定期的に、事故発生防止及び発生時の対応に関する研修を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 25 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討を行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な対応をするための措置に関する事項について、法人が作成するハラスメントの防止等に関する規定に準ずる措置を講ずることとし、担当職員に周知する。

3 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 担当職員のうち 1 名は法人が設置する感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会に委員として出席し、その結果を事業所内で周知する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止に関する指針について、事業所内で周知する。

(3) 担当職員は法人が実施する感染症の予防及びまん延の防止に関する研修及び訓練に参加する。

4 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

6 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるものとする。その場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう配慮する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。